

令和4年1月25日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第61回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年1月25日（火）20：00～20：25

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計23名

内 容：以下のとおり

1. まん延防止等重点措置の適用に伴う島根県の対応について

(1) まん延防止等重点措置の決定と島根県の対応について
防災部（防災危機管理課長）

- ① まん延防止等重点措置の区域変更等について説明 【資料6】
- ② 島根県の対応（案）について説明 【資料1】

【防災危機管理課長】

- ・島根県へのまん延防止等重点措置の適用に伴う県民及び事業者への要請について、島根県の対応（案）のとおりとしてよろしいですか。

【知事】

- ・この（案）のとおりで対応してください。そして、この要請内容を県民の皆さん、事業者の皆さんに周知に努めるということをお願いします。

商工労働部（商工労働部長）

- ③ 飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について説明 【資料2】

【商工労働部長】

- ・資料3 1.（5）留意事項「国の要綱改正により、停止期間等変更の可能性あり」については、本日、国の正式な通知が届き、停止期間等に変更はありません。

- ④ まん延防止等重点措置の適用に伴う観光施設の対応について説明

【資料3】

⑤ 「Go To Eat キャンペーンしまね」の取扱について説明 【資料4】

各部局（各部局長）

⑥ 県立施設の休館対応について

【地域振興部長】

- ・しまね海洋館アクアスについては、1月27日から2月20日まで休館します。

【環境生活部長】

- ・島根県立三瓶自然館サヒメル、三瓶小豆原埋没林公園及び島根県立石見美術館については、1月27日から2月20日まで休館します。

【農林水産部長】

- ・島根県立宍道湖自然館ゴビウスについては、1月27日から2月20日まで休館します。

【教育長】

- ・古代出雲歴史博物館については、1月27日から2月20日まで休館します。

教育委員会（教育庁）

⑦ 部活動における対策について説明【資料5】

【教育長】

- ・県立学校の部活動については、これまでも順次、感染状況に応じて、制限してきたところですが、今回のまん延等重点措置の適用においては、さらに、資料の○印の2番目の「活動時間を平日90分以内、土日祝日120分以内とすること」と、3番目「週あたり2日以上休養日を設けること」の2点を強化します。
- ・このほか、記載している内容とあわせて、活動前の検温や健康状態の確認などの感染症対策について、引き続き取り組むよう、明日 関係先に通知するほか、市町村教育委員会にも伝達します。

2. 知事指示事項

本日、島根県が、まん延防止等重点措置の適用となったことを受け、県民及び事業者の皆様へ、「島根県の対応」に基づいて、お願いをさせていただきます。

要請の期間は、昨日の政府への要請の際は、3週間が想定されると申し上げましたが、本日、政府の決定によりますと令和4年1月27日から2月20日までの25日間となりますので、よろしくお願ひします。

特に、お願いしたい事項について申し上げます。

1. まん延防止等重点措置の対象区域を県内全域とします。
2. 都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えていただくようお願いします。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はありませんが、「三つの密」の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底していただくよう、お願いします。

3. 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えてください。混雑した場所や感染リスクが高い場所という限定が付いた外出・移動の自粛要請ですので、ご注意ください。
4. 飲食店等は、次のとおりとしてください。
 - (1) 島根県新型コロナ対策認証店以外の飲食店等については、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供は行わないこと。
 - (2) 認証店については、次のいずれかを選択して対応してください。
 - ① 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供を可能とします。ただし、酒類の提供は午後8時までとしてください。
 - ② 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供は行わないでください。
 - (3) 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下としてください。
 - (4) この営業時間短縮の要請については、原則1月27日から開始していただく必要がありますが、準備期間が必要な場合には、1月30日までに開始してください。

この要請に協力いただいた店舗につきましては、先ほど商工労働部から説明のあった、営業時間短縮要請協力金を、協力いただいた日数に応じて支給します。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査による行動制限等の緩和措置は採用しません。

5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、これまでの人数を4人以下、時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて合計で2時間を限度とするといった内容に加え、営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。

また、営業時間短縮の対象となっていない飲食店等の利用を目的として

隣県、鳥取県と往来することは控えてください。

6. 1,000 m²を超える集客施設等は、入場者が密集しないよう「入場をする者の整理等」、「入場者へのマスク着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置」を行ってください。
7. 事業者の皆様には、業種ごとに実施すべき事項を整理した感染拡大予防のためのガイドラインに基づく感染防止対策を徹底していただくとともに、利用者となります県民の皆様には、引き続き「マスクの着用」、「三つの密の回避」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組んでいただくよう、お願いします。

併せて、感染の早期発見が大事になってまいりますので、風邪症状等が見られる場合には、県の「健康相談コールセンター」にご相談いただき、そこで案内される医療機関等を受診していただくように、重ねてお願いします。

8. また、先ほど説明したとおり、県外からの集客が見込まれるしまね海洋館アクアスなど6つの県立施設を1月27日から休館します。

こうした要請に伴いまして、先ほど、商工労働部から説明のあった、「再発見！あなたのしまねキャンペーン」及び県外からの観光誘客等の観光キャンペーンについては、県民の県内利用を含む、全ての新規予約の受付及び既存予約分について、2月20日までの間、一時停止を行います。

「Go To Eat キャンペーンしまね」については、先ほどお願いしましたとおり、飲食店等に対する営業時間短縮の要請の時間帯の範囲内での利用をお願いします。

この利用自粛を要請することに伴い、利用期間については、現在は2月28日までとなっていますが、3月25日まで延長することとします。

県としましては、引き続き、県民の皆様の命と生活、そして県内の事業者を守るため、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と緊密に連携しながら、感染拡大の収束と、医療提供体制の確保に全力で取り組んでまいります。

併せて、ワクチンの追加接種の円滑な推進、地域経済の回復にも、取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

第 61 回島根県対策本部会議

日時:令和 4 年 1 月 2 5 日 (火) 20 : 00～

場所:県庁 6 階 講堂

1. まん延防止等重点措置の適用に伴う島根県の対応について

2. 知事指示事項

(配付資料)

(資料 1) 島根県の対応 (案)

【防災部】

(資料 2) 飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について

【商工労働部】

(資料 3) 再発見! あなたのしまねキャンペーン」及び県外からの
観光誘客施策の一時停止について

【商工労働部】

(資料 4) 「Go To Eat キャンペーンしまね」の取扱について

【商工労働部】

(資料 5) 部活動における対策について

【教育委員会】

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内において、感染力の非常に強いオミクロン株による感染が昨年末に確認されて以降、感染が急拡大しており、県内全域に広がるおそれがあることから、令和4年1月24日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、政府に対し、本県を新型コロナウイルス感染症に関して、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請し、政府は、令和4年1月25日に、法第31条の4第3項に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、期間を令和4年1月27日から2月20日とする旨を公示した。

本県へのまん延防止等重点措置の適用や県内や全国の状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

1. 重点措置区域

まん延防止等重点措置の区域を県内全域とする。

2. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、

婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。

3. 外出と移動

混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

4. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意すること。

5. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、

すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

6. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

7. 飲食店等への営業時間の短縮等の要請

飲食店等(テイクアウト、宅配を含まない)は、次のとおりとする
こと。(特措法第24条第9項、第31条の6第1項に基づく要請)

(1) 島根県新型コロナ対策認証店(以下、「認証店」という)以外
の飲食店等については、

営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の
提供(持ち込みを含む。)は行わないこと。

(2) 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。

① 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類
の提供(持ち込みを含む。)を可能とする。ただし、酒類の提

供（持ち込みを含む。）は午後8時までとする。

② 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供（持ち込みを含む。）は行わない。

(3) 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること。

(4) この営業時間短縮の要請については、準備期間を考慮し、1月30日までに開始すること。

この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。

8. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

(1) 飲食の際の人数を、4人以下とすること。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。

(3) 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。

(4) 営業時間短縮の対象となっていない飲食店等の利用を目的と

した鳥取県との往来は控えること。

- (5) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。（特措法第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 2 項に基づく要請）

9. 大規模施設の取組

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 項に規定する施設（別紙 1）のうち 1,000 m²を超える施設は、入場者が密集しないよう「入場をする者の整理等」、「入場者へのマスク着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置」を行うこと。（特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請）

10. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）

11. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応（別紙2）」に示す要件に沿って開催すること。（特措法第24条第9項に基づく要請）

12. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

13. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

14. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

15. 県立施設

県外からの集客が見込まれる県立施設（別紙3）を休館する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 項の施設

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	【1,000m²超】 ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会場等	集会場、公会堂、葬祭場 等	
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	

島根県の対応（令和4年1月25日島根県対策本部決定）

【令和4年1月27日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和4年1月25日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和4年1月25日付け事務連絡）に基づき、令和4年1月27日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は2万人まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）（注1）又は100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 （注4）	収容定員まで 2万人まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 （注4）	100% 大声なしの担保が前提	大声なし100%、大声あり50%以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注1）令和3年11月19日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注2）参加人数が5,000人超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注3）様式は別に定める。

（注4）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和4年1月25日付け事務連絡を確認すること。
- (6) ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。
- (7) ただし、まん延防止等重点措置の公示が行われた日から、最大3日間の周知期間終了後（1月28日）までにチケット販売が開始された場合には、周知期間終了までに販売されたもの限り、キャンセルする必要はない。

休館する県立施設

NO.	施設名称	住所地
1	島根県立しまね海洋館 アクアス	浜田市久代町
2	島根県立三瓶自然館 サヒメル	大田市三瓶町多根
3	三瓶小豆原埋没林公園	大田市三瓶町多根
4	島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	出雲市園町
5	島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市大社町
6	島根県立石見美術館	益田市有明町

飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について

令和 4 年 1 月 2 5 日
商工労働部商工政策課

1. 概要

営業時間短縮等の要請に応じた飲食店等に対して協力金を支給

2. 対象

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店等

【対象外店舗】 客室、客席、飲食する場所を設けていない店舗など

(店舗例) 宅配・テイクアウト、コンビニ等のイトイン、
飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設等

3. 支給要件

- (1) 通常の営業時間が午後 8 時を超えていること
- (2) 島根県の要請に協力すること

(要請内容)

- (1) 島根県新型コロナ対策認証店 (以下、「認証店」という) 以外の飲食店等については、営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの範囲内とし、酒類の提供 (持ち込みを含む。)は行わないこと。
- (2) 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。
 - ① 営業時間を午前 5 時から午後 9 時までの範囲内とし、酒類の提供 (持ち込みを含む。)を可能とする。ただし、酒類の提供 (持ち込みを含む。)は午後 8 時までとする。
 - ② 営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの範囲内とし、酒類の提供 (持ち込みを含む。)は行わない。
- (3) 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を 4 人以下とすること。
- (4) この営業時間短縮要請については、準備期間を考慮し、1 月 30 日までに開始すること。
- (5) この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する。

※ 原則、全ての期間 (1/27~2/20) において協力すること

ただし準備のために、協力開始が 1 月 27 日に間に合わない場合には、1 月 30 日までに協力を開始し、2 月 20 日までの全ての日において協力した場合には、要件を満たすこととし、この場合、支給額は協力した日数に応じた算定とする。

※ 「島根県新型コロナ対策認証店」は令和 4 年 1 月 26 日までに認証された店舗が対象

- (3) 感染防止対策を実施
- (4) 協力金の支給後に、店名、住所、要請に応じた期間、営業時間、酒類の提供の有無などの実績を公表することに、同意すること 等

4. 支給額

(1) 支給単価（1店舗あたり1日あたり）

① 中小企業等

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円
認証店	午後9時まで	可能	(前年、前々年同期の1日の売上高の3割) 2.5万円～7.5万円
	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円

② 大企業

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額の4割) 上限20万円
認証店	午後9時まで	可能	(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円以下の場合) 売上高減少額の4割 又は 1日あたりの売上高の3割の低い額 (前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円超の場合) 20万円 又は 1日あたりの売上高の3割の低い額
	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額の4割) 上限20万円

※ 中小企業等においても、この方式を選択可

(2) 支給額：((1)の単価) × (要請に応じた期間の日数)

要請に応じた期間	算定日数
全期間（1/27～2/20）の場合	25日
準備期間を取り入れた場合	
① 1/28～2/20	24日
② 1/29～2/20	23日
③ 1/30～2/20	22日

5. 協力金の申請期間

要請期間終了後、概ね1ヶ月間を予定

6. その他

事業者への通知（郵送）、県ホームページ、新聞等による広報により周知

「再発見！あなたのしまねキャンペーン」及び 県外からの観光誘客施策の一時停止について

令和4年1月25日
商工労働部観光振興課

1. 「再発見！あなたのしまねキャンペーン」（#WeLove 山陰キャンペーン含む）の一時停止

(1) 対象事業

- ① 県内登録宿泊施設の宿泊割引
- ② 旅行会社が実施する旅行商品等（県が認めたものに限る）の割引
- ③ 地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布
 - ※ ①の島根・鳥取県民対象は「#WeLove 山陰キャンペーン」
 - ※ ②、③は「再発見！あなたのしまねキャンペーン」

(2) 対象者

キャンペーン対象の全ての県民（島根県、鳥取県、広島県、山口県）

(3) 内容及び停止期間

区分	停止期間
新規予約分	停止中 ～ 令和4年2月20日（日）まで
①既存予約分 広島・山口（岩国市・和木町）の県民	令和4年1月27日（木）～ 令和4年2月20日（日）まで ※1/19の国の制度改正により、「まん延防止等重点措置」適用区域は1/27から対象外
②既存予約分 島根・鳥取・山口（岩国市・和木町以外）の県民	令和4年2月1日（火）～ 令和4年2月20日（日）まで ※1/25の国の制度改正により、「まん延防止等重点措置」適用区域の公示日以降1週間は割引等を適用

(4) その他

キャンセル料については県が補填

~~(5) 留意事項~~

~~国の要綱改正により、停止期間等変更の可能性あり~~

（訂正）本日、国の正式な通知が届き、停止期間等に変更はない

2. 県外からの観光誘客施策の一時停止

(1) 対象事業

県等が実施する県外からの観光誘客事業（別紙一覧）
※ 既に実施されているものについては事業対象とする

(2) 停止期間

停止中 ～ 令和4年2月20日（日）まで

県等が実施する県外からの観光誘客施策一覧

商工労働部観光振興課

誘客地域	事業名	事業内容
1 全国	県外貸切バス助成	(旅行会社向け) 県内への旅行に対しバス代を助成
2 全国	石見美肌旅行商品等造成支援事業 (石見観光振興協議会)	(旅行会社向け) 旅行会社が造成し、石見地域に送客する旅行商品の助成
3 全国	石見スポーツ・文化等合宿支援事業 (石見観光振興協議会)	(団体向け) 石見地域に2泊以上するスポーツ、文化等合宿に対する 宿泊助成
4 全国	教育旅行誘致事業 (島根県観光連盟)	(旅行会社向け) 県内への修学旅行に対しバス代等を助成
5 全国	MICE誘致事業 (島根県観光連盟)	(企業、旅行会社向け) 30名以上の宿泊を伴う企業旅行に対し、お出迎え、 パーティー等の演出、記念品プレゼント
6 全国	萩・石見空港対策事業 (島根県観光連盟)	(旅行会社、レンタカー会社向け) レンタカー助成、旅行会社への販売支援、受注型団体向け 助成
7 首都圏、関西圏	学生旅行の商品造成支援事業 (島根県観光連盟)	(首都圏、関西圏の学生向け) 交通割引(高速バス、JR、航空機)付き宿泊旅行商品
8 関西、山陽、四国 地方	県内交通事業者を活用した旅行商品 造成支援事業 (島根県観光連盟)	(関西、山陽、四国地方からの旅行者向け) 県内の2次交通等割引(高速バス、タクシー、バス、電車 等)付き旅行商品
9 中国、四国地方	旅行会社商品造成支援事業 (島根県観光連盟)	(中国、四国地方からの宿泊者向け) ガソリン券又は高速バス代半額割引付き宿泊旅行商品
10 広島	広島浜田線ワンコインバス事業 (石見観光振興協議会)	(外国人向け) 広島-浜田間の高速バスを片道500円で乗車
11 FDA就航地	FDA就航地からの誘客対策 (島根県観光連盟)	(旅行会社向け) FDA路線を利用した旅行商品の助成

「GoToEatキャンペーンしまね」の取扱いについて

令和4年1月25日
しまねブランド推進課

1. 概要

島根県へのまん延防止等重点措置の適用を受け、県が特典を上乗せしている国の「GoToEatキャンペーンしまね」食事券の利用について、以下のとおり取扱うこととする。

2. 県民（食事券購入者）への利用自粛の要請

（1）要請内容

飲食店等に対する営業時間短縮の要請の範囲内での利用としてください。

- ・ 「島根県新型コロナ対策認証店」は午後9時まで（又は午後8時まで）
- ・ 非認証店は午後8時まで

（2）要請期間

令和4年1月27日（木）～令和4年2月20日（日）

3. 食事券の利用期間の変更

利用期間を延長（上記の要請の日数）

<利用期限>

（現行）令和4年2月28日（月）→（変更後）令和4年3月25日（金）

なお、販売期間は変更なし（令和4年1月31日（月）まで）

部活動における対策について

令和4年1月25日
教育委員会

まん延防止等重点措置の適用期間における学校部活動については下記のとおりとする。

この取り扱いについては、県立学校へ通知するほか、市町村教育委員会へも情報提供する。

記

- 通常の部活動は実施可とする。
ただし、感染状況により出校停止となっている場合は、対象生徒は部活動禁止とする。
- 活動時間は、平日 90 分以内、土日祝日 120 分以内とする。
- 週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日 1 日以上、かつ土日祝日 1 日以上)
- 県内外を問わず、練習試合・合同練習等、他校と交流する活動は禁止する。
ただし、平時から合同部活動を実施している場合は除く。
- 大会参加は公式大会等(高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの)のみ可とするが、県外大会参加にあたり、県立学校運営ガイドライン等に沿って学校として責任を持って参加の可否を十分に検討すること。
特にまん延防止等重点措置実施区域で開催される大会への参加は慎重に判断すること。
- ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 1 月 18 日の知事からの要請に基づく出校停止の該当校の部活動は、1 月 31 日までは禁止とする。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和4年1月25日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和4年1月7日）の全部を次のとおり変更する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和4年1月9日から2月20日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・広島県、山口県及び沖縄県については、令和4年1月9日から2月20日までとする。
- ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県については、令和4年1月21日から2月13日までとする。
- ・北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県については、令和4年1月27日から2月20日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それ

に伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。